



うめ

高井会計だより

編集 発行人
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	・	10	24
月	・	11	25
火	・	12	26
水	・	13	27
木	・	14	28
金	1	15	・
土	2	16	・
日	3	17	・
月	4	18	・
火	5	19	・
水	6	20	・
木	7	21	・
金	8	22	・
土	9	23	・

2月の税務と労務

- 国 税／平成24年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられません)
- 国 税／贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税／1月分源泉所得税の納付 2月12日
- 国 税／12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 2月28日
- 国 税／6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月28日
- 国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 2月28日
- 地方税／固定資産税の第4期分の納付
市町村の条例で定める日

ワンポイント 確定申告初日が土曜日にあたる時

所得税の確定申告期間は2月16日から3月15日まで。今年は2月16日が土曜日にあたるため、税務署では申告書の受付は行いませんが、法令上、申告初日をずらす規定がないことから、申告初日は2月16日のままです。なお、税務署が閉まっている場合、申告書を税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。

〇〇〇.hokkaido.jp 〇〇〇.aomori.jp 〇〇〇.iwate.jp 〇〇〇.miyagi.jp 〇〇〇.akita.jp 〇〇〇.yamagata.jp 〇〇〇.hokkaido.jp 〇〇〇.ibaraki.jp 〇〇〇.tochigi.jp 〇〇〇.gunma.jp 〇〇〇.saitama.jp 〇〇〇.chiba.jp 〇〇〇.tokyo.jp 〇〇〇.kanagawa.jp 〇〇〇.niigata.jp 〇〇〇.toyama.jp 〇〇〇.ishikawa.jp 〇〇〇.fukui.jp 〇〇〇.yamanashi.jp 〇〇〇.nagano.jp 〇〇〇.gifu.jp 〇〇〇.shizuoka.jp 〇〇〇.aichi.jp 〇〇〇.mie.jp 〇〇〇.shiga.jp 〇〇〇.kyoto.jp 〇〇〇.osaka.jp 〇〇〇.hyogo.jp 〇〇〇.nara.jp 〇〇〇.wakayama.jp 〇〇〇.tottori.jp 〇〇〇.shimane.jp 〇〇〇.okayama.jp 〇〇〇.hiroshima.jp 〇〇〇.yamaguchi.jp 〇〇〇.tokushima.jp 〇〇〇.kagawa.jp 〇〇〇.ehime.jp 〇〇〇.kochi.jp 〇〇〇.fukuoka.jp 〇〇〇.saga.jp 〇〇〇.nagasaki.jp 〇〇〇.kumamoto.jp 〇〇〇.oita.jp 〇〇〇.miyazaki.jp 〇〇〇.kagoshima.jp 〇〇〇.okinawa.jp

変化するドメイン名

ドメイン名の登録やドメインネームシステムの運用サービスを行っている(株)日本レジストリサービス(以下「JPRS」)は、昨年より都道府県型JPドメイン名の申請登録の受付を開始しました。

都道府県型JPドメイン名とは

都道府県型JPドメイン名とは、「〇〇〇.tokyo.jp」や「〇〇〇.saga.jp」のように、その構造に47都道府県の名称を含んだドメイン名のことをいいます。

新設の経緯

JPRSでは、1993年より地域に密着した「地域型JPドメイン名」を提供してきました。これは、市町村名や都道府県名を利用したドメイン名で、「〇〇〇.chiyoda.tokyo.jp」のように組織や個人が登録できる一般地域型ドメイン名と、「metro.tokyo.jp」などのように地方公共団体が登録できる地方公共団体ドメイン名がありました。

しかしこの地域型JPドメイン名は、「長くて使いづらい」ことや「複数登録できない」といった不便さが指摘されるようになりました。

そこで2010年に地域型ドメイン名再構築検討部会

が設置され、より登録や活用がしやすい「地域型JPドメイン名」について検討が進められ、2011年9月に「都道府県型JPドメイン名」が新設されることが発表されました。

従来の「地域型JPドメイン名」は、2012年3月末に新規登録の受付が終了しました。ただし、その時点ですでに登録されているドメイン名については、引き続き利用することが可能です。

登録申請の流れ

新設される都道府県型JPドメイン名の登録申請は、2012年11月から開始されました。

申請登録は、まず登録商標の権利者向けに、登録商標と同一の文字列を対象に優先登録の申請受付が実施されました。優先登録の申請受付が終了すると、登録資格を満たすすべての申請者から、ドメイン名登録の申請受付が実施されました。そして、2012年11月19日から、通常の登録申請の受付が始まりました。

都道府県型JPドメイン名の例で示した、「〇〇〇.tokyo.jp」の「〇〇〇」の部分を第3レベルドメインといますが、この第3レベルドメインに使用することができる文字は、半角英数

字とハイフンだけではなく、ひらがなやカタカナ、漢字なども使えます。ただし、先頭と最後の文字にハイフンを使用することができないなど、いくつかのルールがあります。

期待される効果

都道府県型JPドメイン名に対しては、さまざまな効果が期待されています。

例えば北海道は、行きたい場所・住みたい場所の上位にランキングされる地域で、観光業が周辺産業にも影響を与えています。さらに「〇〇〇.hokkaido.jp」を活用することで、さらに北海道のブランド力が高まることが期待されます。

観光以外にも、都道府県型JPドメイン名に期待している分野もあります。例えば酒蔵や伝統産業などは、従来から日本国を表す「.jp」を利用して、「日本産」の安心感や製品の安定性を示していました。それが、都道府県型JPドメイン名を活用することで、「日本産」ではなく、地域の特産であることを示すことができます。そうすることで、地域活性化につなげようという動きもみられるでしょう。

サービスが始まってまだ日が浅い都道府県型JPドメイン名の、今後の拡がり

に期待をしたいものです。

ラムサール条約は、1971年にイランのラムサールで開催された、「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」で、採択されました。この条約の正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。

◎ 条約の目的 ◎

この条約は、特に水鳥の生息地などとして国際的に重要な湿地と、そこに生息する動植物の保全を推進することを目的としています。

締結国は、その領域内にある湿地を1か所以上指定して条約の事務局に登録します。そして、その湿地の保全と賢明な利用を促進するためにとるべき措置などについて規定することになっています。

この条約で定義されている湿地とは、天然のものか人工のものか、永続的なものか一時的なものかなどの条件を問わず、沼沢地・湿地・泥炭地または水域をいい、低潮時の水深が6メートルを超えない海域を含むとされています。

◎ 条約の運営 ◎

締結国は、国際的に重要な湿地を1か所以上指定し、湿地の適正な利用を促進するための計画を作成して実施しなければいけません。また、領域内の湿地に自然保護区を設けて湿地や水鳥の保全・保護を促進し、自然保護区の監視を行う義務があります。

一方、指定された湿地は、国際的に重要な湿地の登録

ラムサール条約



簿に掲載されることになります。

この条約の実施について検討し、条約実施を促進するための締約国会議が行われています。締約国会議では運営に必要な予算や分担率が決められ、2011年の日本の分担金は約59万スイスフランでした。これはアメリカに次いで第2位の拠出額になっています。

◎ 締約国会議 ◎

この条約は、1975年に発効されました。そして、2012年8月現在、この条約の締約国は162か国あります。数年毎に締約国会議が実施され、第1回締約国会議は、1980年にイタリアで開催されました。最近では、2012年7月にルーマニアで開催されました。

会議で議論されるテーマの範囲は徐々に拡大され、2002年の第8回会議では、

生物多様性条約や気候変動枠組条約などの多国間環境条約、環境と貿易などといったことが議論され、過去最多の46本の決議が採択されました。

議論されるテーマの範囲が拡大されるのに伴って、締約国各国の利害が対立するようになり、合意形成に時間がかかるなど、締約国会議の運営面での課題が見られるようになってきました。2005年の第9回会議では、この課題について一定の改善が見られましたが、第10回会議では、日本から引き続き改善を進めるように求めています。

◎ 日本での取り組み ◎

世界中で登録されている湿地の数は、2012年8月現在で2,000か所を超えています。

日本では、1980年に初めて釧路湿原が登録されました。その後、徐々に登録件数が増え、2012年には愛知県の東海丘陵湧水湿地群や熊本県の荒尾干潟など9か所が新たに加わったことで、46か所になりました。

条約では、湿地の保全や賢明な利用を促進するために、人々の交流や情報交換などを進めるとされています。日本でも、環境省がさまざまなリーフレットを作成し、啓蒙活動を進めています。また、第9回締約国会議の開会式では、アジアとアフリカの子供たちが、湿地を守るためのメッセージを読み上げ、日本からも4名の児童・生徒が参加しました。

安全への取り組み

非常時や緊急事態を意味する、「エマージェンシー」という言葉をキーワードに、安全性を追求した製品があります。

ある国内自動車メーカーでは、昨年11月に軽自動車ですべて「エマージェンシーストップシグナル」を標準装備しました。これは、時速60km以上から急減速したときや、ABS（アンチロックブレーキシステム）が一定時間作動しているときにハザードランプを点滅させ、周囲に注意を促すものです。

また別の自動車メーカーでは、一部の自動車に低速域追突回避・軽減ブレーキ、いわゆる「シティエマージェンシーブレーキ」を搭載しています。

このシティエマージェンシーブレーキは、時速30km未満で走行している際に、フロントウィンド上部に内蔵されたレーザーセンサーが、前方の車両や障害物を検知した

にも関わらず、ドライバーが回避操作を行わない場合に、自動的にブレーキを作動させる機能です。

渋滞中や街中での移動といった、低速走行時に起こりやすい追突事故を回避したり、衝突の衝撃を軽減したりといった効果があります。

自動車以外にも、「エマージェンシーブランケット」という、極薄素材で作られた防風・防寒用のシートや、緊急時や災害時などに、安否確認や迅速な連絡ができる、「エマージェンシーコール」などがあります。

エマージェンシーコールは、阪神・淡路大震災や東日本大震災の際の安否確認の支援に役立ちました。東日本大震災後には、職場から自宅まで徒歩で帰ることが余儀なくされたことから、帰宅可能者支援セットとしてエマージェンシーキットが注目されました。

東日本大震災から2年が経過しましたが、「安全」に対する意識は、まだまだ高いことが伺えます。

渇水対策のための人工降雨・降雪

文部科学省は、人工降雨や降雪に関する研究を進めています。

2025年までに、世界の人口の3分の2が水不足に直面するとされています。日本でも、国民1人あたりの降水量は世界平均の4分の1で、また急峻な地形のため短時間で海水に流失してしまい、水資源としての利用率も低くなっています。そのため、人工降雨や降雪によって安定的に水資源を確保することや、渇水対策をすることが有効とされています。

研究では、まず過去の渇水要因を明らかにし、人工降雨・降雪によって渇水被害を軽減させるのに有望な地域や時期を特定します。そして、降雨や降雪を誘発させるドライアイスなどの物質を用いた実験を進めています。2009年3月には沖縄で公開シンポジウムが開催され、研究成果について発表されました。

限りある水資源の管理と有効利用のための研究は、まだ始まったばかりです。

ご当地グルメの祭典

日本最大規模のグルメイベントとして紹介される「B級ご当地グルメの祭典！B1グランプリ」ですが、本来は、地域活性化を目的とした「まちおこしイベント」として企画されました。B1グランプリは、二〇〇六年二月に第一回大会が八戸で始まり、昨年十月の北九州大会まで七回開催されました。「まちおこし」がコンセプトで

あるB1グランプリですが、メディアには「B級グルメ」で注目されるようになったことから、グルメイベントであると誤解されることが多くなってきました。またB1グランプリと無関係の偽物も多く出回るようになってきました。主催団体である愛Bリーグでは、B1グランプリを「食のまちおこし活動のお披露目の場」という位置づけが周知されるように、活動を続けています。